

士幌町告示第31号

令和8年度における一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和8年5月28日

士幌町長 高木 康弘

第1 資格の種類

令和8年度において士幌町（以下「町」という。）が締結しようとする契約のうち次の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第5の2を除き、以下「資格」という。）は、当該右欄に定めるものとする。

契約の種類	資格の種類
士幌町議会デジタル化対応委託業務	議会デジタル化対応

第2 資格要件

1 基本的資格要件

各資格の共通の要件は、(1) から (6) までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 各種税を滞納している者でないこと。
- (4) 町暴力団排除条例（平成25年条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係事業者該当する者でないこと。
- (5) 令和8年4月1日現在において、1年以上その事業を営んでいること。
- (6) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険のいずれにも加入していること。ただし、法令により適用除外とされている場合は除く。

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

(1) 議会デジタル化対応

本業務は、議場における「議会中継システム」「議案等資料の投影」「発言内容の同時反訳」を導入するものである。「議会中継システム」は、議会開会時の映像及び音声をリアルタイムでインターネット配信でき、配信した映像及び音声を録画し、アーカイブとして保存・配信できること。また、PC、スマートフォン、タブレット等、各種端末から視聴可能であり、それらを安定した配信品質を確保できることを要件とする。「議案等資料の投影」は、議場内に、審議資料等を投影するためのモニターを設置し、オンライン会議システム（本町において別途準備）を活用した議案資料等を画面に表示できることを要件とする。「発言内容の同時反訳」は、同じく上記のモニターへ発言内容の同時反訳（リアルタイム字幕表示）機能を実装し、高齢者や聴覚に障がいのある方等への配慮を行うことを要件とする。

ア 北海道内に本社（本店）又は支店（営業所）を有する法人であること。

イ 北海道内の議場で、本業務と同種・同等規模のシステム導入及び運用実績を有すること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はそ

の連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、1に規定する基本的資格要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 企業組合及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時期にしなければならない。

- (1) (2) から (4) までに掲げる以外の者
令和8年5月28日（木）から令和8年6月12日（金）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く）
時間：8時30分～12時00分
13時00分～17時15分
- (2) 経済産業局長の行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等
(1)に定める時期及び当該証明を受けたとき。
- (3) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合
(1)に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。
- (4) 町長が特に必要と認めた者
町長の指定する日

2 申請の方法

資格審査の申請は、次の(1)から(7)書類を提出することにより行わなければならない。

- (1) 競争入札参加資格申請書
- (2) 社会保険等適用除外申出書（法令により適用除外とされている場合のみ添付）
- (3) 業務実績調書
- (4) 登記事項証明書（法人のみ添付）（写し可）
- (5) 代表者身分証明書（個人のみ添付）（写し可）
- (6) 国税及び町税の納税証明書（写し可）※町外業者は本社所在地の納税証明書
- (7) 誓約書

第4 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- (1) 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併、譲渡又は会社の分割により承継した者
- (2) 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- (3) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請しようとする者は、総務課の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があつた日から令和9年3月31日までとする。

2 有効期間の更新手続

1の有効期間を更新しようとする者は、令和9年1月に令和9年度及び令和9年度及び令和10年度の資格に関する告示を行う予定であるので、当該告示に基づき更新手続を行うこと。

第6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- 1 第2に規定する資格要件（第2の1の(3)に規定する資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。
- 2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。